【11 年 7 月 28 日　湘南大庭９条の会学習会①】

憲法はなぜ必要？　暮らしとどうかかわる？

――憲法が変われば暮らしも変わる

九条の会事務局　　川村　俊夫

1　日本でなかなか憲法政治が定着しないのは――憲法の３つのタイプ

（１）欧米で生まれた近代立憲主義の憲法…封建君主の絶対的権力を制限し、資本主義経済の発展をはかる…「いかなる団体も、いかなる個人も、はっきりと国民に由来していない権力を行使してはならない」（1789 年フランス人権宣言）

日本国憲法…99 条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」

（２）ドイツ、日本では外見的立憲主義…「王権神授説」…封建君主の絶対的な権力をそのままに資本主義の発展をはかる…

・国王といえども神による「最後の審判」を受ける

・明治憲法の構成…告文「皇祖、皇宗の神霊に告げもうさく…」→勅語「朕が現在及び将来の臣民はこの憲法に対し永遠に従順の義務を負うべし」→条文

（３）現代憲法の特徴…生存権（教育受ける権利、労働基本権を含む）、平和主義

※社会主義憲法（ソ連憲法）

2　近代憲法の特徴とそのもとでの悲惨な体験

（１）近代憲法における基本的人権の尊重

＊自由・平等の理念は掲げられたが

・「あらゆる政治的結合の目的は人間の消滅することのない自然権〔人権〕を保持することにある」（フランス 1789 年人権宣言）

・「すべての人間は、平等につくられており、造物主によって一定の奪うことのできない権利をあたえられている」、「これらの権利を確保するために人びとの間に政府が設けられた」（アメリカ独立宣言）

＊もっとも尊重されたのは…「財産権は、神聖かつ不可侵の権利」（フランス人権宣言 17 条）

・経済活動の自由（財産・契約・営業・労働などの自由）、精神活動の自由（信仰・

思想・学問・言論などの自由)、身体の自由（正当な理由なしに逮捕・拘留・拘禁・刑罰などをうけない権利）など…「自由とは、他人を害さないすべてをなしうること」（フランス人権宣言第４条）

・「人は、すべて、その労働と時間を契約することができる。しかし、人は、その身体を売ることはできない。身体は譲渡できる財産ではない。」（フランス 1795 年人権宣言）

（２）　政治支配の仕組み

・国民主権…「国民主権」と「人民主権」という２つの考え方

・権力分立…「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は、すべて憲法をもたない」（1789 年　フランス人権宣言）

＊議会の地位…制限選挙か普通選挙か、女性参政権　選挙権年齢イギリスで始まった小選挙区制→ブルジョア支配を永久化するシーソーゲーム

（３）近代憲法のもとでその恩恵を最も受けたのは？　労働者の生活は？

＊労働者の地位

・労働者の１日あたり平均賃金（15 時間労働）…男２フラン、女１フラン、8～12 歳 45 サンチーム（１フラン 100 サンチーム)、13 歳～16 歳 75 サンチーム

・労働者の平均寿命

イギリス・リブァプールの場合（1448 年）…富裕層 35 歳　都市中間層 24 歳　労働者 15 歳

＊労働者の命がけのたたかい→現代憲法へ

・イギリスのチャーチスト運動（1838 年～）

・フランスの社会主義運動…パリ・コンミューン（1871 年３月 21 日～５月 24 日）→ロシア革命（８時間労働制、社会保障、教育を受ける権利）

３、明治憲法と日本国憲法

（１）日本的「王権神授説」と日本国憲法の国民主権

＊臣民に賜与された明治憲法…滞日ドイツ人医師ベルツの日記…「至る所奉祝門、照明、行列の計画。だが、滑稽なことには誰も憲法の内容をご存知ないのだ」（1889 年２月 11 日）

＊日本国憲法前文「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」「国会は国権の最高機関」（41 条)、地方自治（92 条～95 条）

（２）臣民の権利義務

＊「大日本帝国は万世一系の天皇之を統治す」（第１条)、「天皇は神聖にして侵すべか

らず」（第３条）

・多面的に憲法の例外…「議会閉会中の緊急勅令」（８条）、法律とは別に命令を発す（９条）、戒厳大権（14 条）、「戦時または国家事変の場合に於いて天皇大権の施行を妨ぐることなし」（31 条）

＊臣民の権利義務（20 条～30 条）

・兵役の義務（20 条）、納税の義務（21 条）、「法律の範囲内」で移転の自由（22 条）、「法律によらずして」逮捕・監禁の禁止（23 条）、裁判を受ける権利（24 条）、「法律に定めたる場合」を除いて住居捜索の禁止（25 条）、「法律の定めたる場合」を除いて信書の自由（26 条）、所有権の保障（27 条）、「安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限」において信教の自由（28 条）、「法律の範囲内において」出版の自由（29 条）、「相当の敬礼を守り別に定むる所の規程に従い」請願権（30 条）

（３）日本国憲法は「おしつけられた」憲法か…日本国憲法制定にはたらいた力

１）主権と天皇

①ＧＨＱ案（46.2.12）「皇帝は国家の象徴にして又人民の統一の象徴たるべし。彼はその地位を人民の主権意思よりうけ、他のいかなる源泉よりも受けず」（第一条）

②日本政府案（46.3.6）「天皇は日本国民至高の総意に基き日本国及びその国民統合の象徴たるべきこと」（第一条）

③日本共産党（45.11.11）「主権は人民に在り」「民主議会は主権を管理す」

憲法研究会（45.12.27）「日本国の統治権は日本国民より発す」「天皇は国民の委任により専ら国家的儀礼を司る」

高野岩三郎（45.12.28）「日本国の主権は日本国民に属する。日本国の元首は国民の選挙する大統領とす」

④極東委員会（46.7.2）「日本の新憲法についての基本原則」に対する政策決定→マッカーサーに指令→吉田首相に伝達→衆議院憲法特別委員会へ

２）国会審議で追加された主な事項

・公務員の普通選挙（15 条３）

・国及び公共団体の賠償責任（第 17 条）

・国民の生存権、国の社会保障義務（第 25 条）

３）日本国憲法の制定作業を担ったのは…①侵略戦争の反省をしないままの日本の支配層、②自由民権運動などの伝統を引継いだ日本国民、③アメリカ、④世界の世論